

よくあるご質問

令和3年3月12日

【協力金の申請・添付書類について】

(申請について)

Q 1. 協力金（第4弾）の申請書類はどこにありますか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課（総合庁舎内）のほか、市町村役場において、所定の窓口に備え付けています。

Q 2. オンラインでの申請は可能ですか？

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

Q 3. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受付します。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法をお願いします。

なお、送料不足の場合は返送されます。その結果、提出期限に間に合わなかった場合は、不支給となりますのでご注意ください。

Q 4. 協力金はなるべく早く申請しないと無くなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。令和3年4月16日（金）までに提出してください。当日の消印有効です。

Q 5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q 6. 誓約書は自作のものでもよいですか？

A. いいえ。必ず様式4をご利用ください。

(関連書類について)

Q 7. 2月8日から3月7日までの時短要請（第4弾）に伴う協力金の申請にあたり、12月18日もしくは12月25日から1月11日までの時短要請（第2弾）や、1月12日から2月7日までの時短要請（第3弾）に伴う協力金申請の際に提出した書類と同じものは、提出を省略してよいか？

A. 協力金（第2弾又は第3弾）を申請済み（不支給決定者を除く）で協力金（第4弾）を申請する場合は、添付書類の一部を省略することが可能です。

詳しくは、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）申請受付要項（別表1-2）をご確認ください。

Q 8. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

○営業活動を行っていることがわかる資料

Q 9. 確定申告書の写しはどのようなものですか？

A. 個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表）、法人の場合は、直近の法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写しを提出してください。個人事業主の場合は令和元年分又は令和2年分のいずれか、法人の場合は最新の事業年度分を提出してください。また、いずれも、税務署の受付印又は税理士等の証明印があるものを提出してください。

なお、電子申告（e-Tax）で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。

※確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りにしてください。

Q 1 0. 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印がない場合はどうすればよいですか？

A. 確定申告書の写しに加えて、お住まいの市町村で所得課税証明を発行していただき、提出してください。

なお、確定申告書と所得課税証明は、同一期間のもの（確定申告書と所得課税証明の営業（事業）所得金額が一致するもの）としてください。

Q 1 1. 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？

A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届の写しを提出してください。

なお、税務署の受付印が押印されたものの写しを提出してください。

Q 1 2. 直近の経理帳簿（現金出納簿等）はいつからの分を提出する必要がありますか？

A. 直近3か月（令和3年1月から3月まで）の経理帳簿（現金出納簿等）の写しを提出してください。

なお、第2弾、第3弾を申請された方については、既に提出いただいた経理帳簿から一定期間が経過していることから、改めて提出いただくようご協力をお願いします。

Q 1 3. 直近の経理帳簿とは具体的に何ですか？

A. 例えば、日次の現金出納簿など、売上と支出がわかる帳簿や、営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しが考えられます。

なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を確認した上で、判断させていただきます。

Q 1 4. 営業許可証の写しを提出する必要はありますか？

A. 要請の全期間中に有効な飲食店営業許可書、喫茶店営業許可書のほか、必要な許認可の写しを提出してください。

Q15. 1つの営業許可で2店舗を営業している場合、2店舗分の協力金を申請することが出来ますか？

A. 1つの営業許可につき1店舗分の申請としているため、1つの営業許可で2店舗分の申請をすることはできません。

Q16. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出してよいですか？

A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

○時短等の状況がわかる書類

Q17. 時短等していることを第三者が分かる書類とは何ですか？

A. 時短要請に応じて、全面的にご協力いただいたことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭に掲示されている告知チラシやその掲示状況を撮影した外観写真などが考えられます。

事業者等の名称や時短等の状況（従前の営業時間と時短中の営業時間）がわかるようにしてください。

また、複数の店舗分をまとめて申請する場合は、店舗ごとに時短を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

なお、確認できる資料が複数ある場合は、審査がスムーズに進むよう、複数の資料提出をお願いします。

Q18. 様式3（2枚目）で提出が求められている営業時間短縮、休業等の状況が分かる書類とは、写真のほかにもどのようなものが考えられますか？

A. WEBサイトの写し、店頭の休業等を明示した掲示物等の写しなどの他、情報誌の掲載ページの写しやSNSページの写しが考えられます。

(その他)

Q 19. 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

A. 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めることがあります。なお、提出を求めた資料が期限までに提出されない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定させていただきます。

また、申請書類として提出されたものは、返却しません。

Q 20. 協力金の支給を受けた場合、課税対象となりますか？

A. 協力金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

ただし、協力金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じないこともあります。